



第3節 税務会計上の減価償却資産の 取扱いとの相違



1 減価償却資産

(1) 減価償却資産の意義

事業を営む者は、通常、多少の差はあっても業務を行うために、土地や建物あるいは機械装置、自動車、備品類等の資産を所有しています。

このうち、土地を除いて機械装置、備品類等は、事業の用に供していることや、時の経過によって価値が減少するものです。このような資産を減価償却資産といいます。

この価値が減少するということは、資産が減少していくことです。その代り、これらを使用することにより事業者は利益をあげています。

このような観点から、減価償却資産は、その条件として、その資産の機能は一定期間維持し、その価値は使用により、期間の経過により減少し、その減少した価値が何らかのものに移転していくものです。

(2) 減価償却とは

減価償却資産については、その減価分が、商品等の棚卸資産のように数量的に明確に把握できませんので、その減価分を費用（償却費）として把握するために、減価償却といわれる会計手続があります。この減価償却の会計的意味は、①企業における期間損益の計算上の手続であるという説、②設備に投下した固定資産原価の回収手段であるという説がありますが、要はいずれに重点を置くかの相違です。

(3) 減価償却の方法についての税務会計との差異

減価償却の方法については、固定資産税の財産課税としての性格あるいは課税事務上の便宜を考慮して法人税、所得税における税務会計上の取扱いと相違する点があります。

- ① 固定資産評価基準における償却方法は、取替資産における取替法、鉱業用坑道における生産高比例法を除き、すべて一律に旧定率法によるものとして、定額法を採用していません。
- ② 固定資産税では前年中に取得された償却資産の算定に当たり、その償却資産の取得月にかかわらず、一律に半年償却の率を用い、税務会計における原則的な方法としての月割償却法を採用していません。